

空き家・空き店舗バンク制度

【概要】

空き家・空き店舗バンク制度は、空き家等を貸したい方(所有者)と空き家等を利用したい方(利用希望者)とを結びつける制度です。なお、登録された物件の情報は、市のホームページ等で公開のうえ利用希望者を募集します。

【事前確認】

- ① 空き家(賃貸や売買を目的として建築された住宅を除く)、空き店舗(事業用の建物)又は建物の跡地(宅地)であること
- ② 権利関係に問題が無い物件(未相続等で無いこと)
- ③ 老朽化が著しく危険な物件でないこと
- ④ 当事者間でのやり取りができること(初回契約は第三者機関に依頼可能)

【契約方法】

- 契約方法は個人間で実施していただくか、市と協定を締結する山梨県宅地建物取引業協会に手数料をご負担のうえ依頼されるかを選択いただけます。
- ① **直接型**…所有者と利用希望者の当事者間で契約するものです
 - ② **間接型**…宅建協会会員の事業者が契約締結まで仲介いたします(契約後の家賃收受などのやり取りは当事者間で実施していただきます)

【登録及び運用手順】

- ① 登録申込書等を市役所まで提出していただきます
 - ② 物件確認と写真撮影のため現地での立会いをお願いします
 - ③ 物件調書を完成させ、情報提供希望者にお知らせした後、市のホームページ等で募集します
 - ④ 利用希望者と調整しますので、随時立会い等をお願いします
 - ⑤ 両方で合意した場合は契約交渉をしていただきます(直接型又は間接型)
- ※ 一定の要件に該当する賃貸物件については、リフォーム等の補助制度をご利用いただけます(別紙参照)

(問い合わせ先)

〒409-0192 山梨県上野原市上野原 3832 番地
上野原市役所 総務部 政策秘書課 政策担当
電話 0554-62-3191 ・ FAX 0554-62-5333